

平成28年度 第4回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成28年9月5日（月）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】 それでは、ただいまより、平成28年度第4回、新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に本日の資料について、事務局から確認をしていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】 それでは、今回の資料を郵送でお送りをさせていただきましたが、先週金曜日ということで、大変遅くなりましたことをこの場をおかりしておわびを申し上げます。

事前にお送りをさせていただきました資料は、資料28「介護保険主治医意見書に係る認定情報の医師への外部提供について」から、資料32「新宿区情報公開・個人情報保護審議会運営小委員会での審議結果について」までの5件でございます。

なお、資料29には1番から3番、資料30には1番から3番、資料31には1番、資料32には1番から4番、それぞれ添付資料がございます。

なお、資料29の内容説明に先立ちまして、特定個人情報保護の評価の概要、こちらのほうをご説明させていただきます。そのためA4横長のカラー版、「特定個人情報保護評価の実施手続」を皆様の机上のほうに配付させていただいております。また資料31の次に、前回の資料でございますが、資料25-1というのがございます。下線部分が修正ということで今回出させていただいております。この点につきましては、改めて健康づくり課長よりご説明をさせていただきます。そのため資料25を机上のほうに配付させていただいております。

大変申し訳ございませんが、本日机上配付させていただきました資料とともにご審議をしていただきたく、よろしくお願いいたします。

資料の過不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、次第に沿って議事の審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるだけでなく、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

それではまず、資料28「介護保険主治医意見書に係る認定情報の医師への外部提供について」であります。

それでは、説明をお願いいたします。

【介護保険課長】 まず、事業の概要のほうから説明をさせていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。事業名でございますけれども、介護保険主治医

意見書を記載した医師への情報提供ということで今回諮問をさせていただいております。

目的のところにつきましてはご覧のとおりでございます。事業内容のほうにいかせていただきたいと思っております。

介護保険制度におきましては、各関係機関との情報共有をする中で、医療と介護の連携を推進するという部分が大きな目的として掲げられてございます。また厚生労働省の通知の中におきましても、そのようなさまざまな方々の中で情報を共有しながら行うということ、それから主治医意見書を作成した医師が、要介護、あるいは要支援の認定結果を求めた場合には、区市町村が主治医に情報提供することが明記されているという状況でございます。

これらの趣旨に基づきまして、新宿区におきましても現行の中で主治医意見書を記載した医師が、当該被保険者の認定結果の提供を希望している場合については、本人同意がある場合に限って現在認定結果の提供をしているというところでございますけれども、今後は担当している医師のほうに被保険者の認定結果の提供を希望していることをもって、当該医師に認定結果の情報提供をしていくというような形に変えていきたいという部分が、今回の大きなところでございます。

現行の手順については、情報提供の手順というところで書いてございますが、①のところでは本人あるいは家族の方が、要介護認定の申請書を区に提出いたします。その中には情報として主治医の医療機関、名前の情報が入っております。それから、主治医の認定結果の情報提供への同意という部分がそちらの中で掲げられている。

②として、区が主治医に対しまして、主治医意見書の作成をまず依頼いたします。医師が作成した後に区のほうに送り返してくるという形でございますけれども、そちらの主治医意見書の中に認定結果の提供に係る希望がありますか、ないですかといったチェックをする欄がございます。現在の状況では約半数の主治医意見書の中には、情報を提供したい、してほしいという希望のチェックが入っている状況でございます。

実際に介護認定の審査の開催後、ご本人の同意があれば主治医宛に認定結果の送付をしているところでございますけれども、現行では本人同意がない場合には情報提供をしていないという状況でございます。

次に、主治医への認定結果送付件数の実績でございます。主治医が実際に認定結果の情報提供を希望した件数は1,695件、28年の4月から7月までの実績でございます。そのうち本人同意に基づいて認定結果を送付した件数が1,376件という形になってございます。

主治医意見書と申しますのは、こちらの要介護あるいは要支援の認定に際しまして、かかり

つけ医、主治医はかかりつけ医が被保険者の疾病や心身の状況を記載する書面でございまして、介護認定審査会の基礎資料として用いられるという部分でございます。

それから、続きまして3ページ目をご覧ください。こちらが医師の外部提供についてということでございます。こちらのほうの登録業務の目的でございますけれども、要介護・要支援認定を行うため、外部提供の相手方としては主治医意見書を記載した医師という形でございます。

外部提供を行う理由でございますけれども、主治医意見書を記載した医師につきましては、本人の身体状況等は熟知をしております。認定結果の情報提供については、心身に関する情報を新たに提供するものではございませんけれども、区が被保険者の認定状況、認定の結果を情報提供することで、主治医は関係機関、ケアマネジャーでありますとか、サービス担当者とともに医療と介護の連携による適切なケアを、包括的かつ継続的に行うことができるというふうに考えているところでございます。

一方、現状では認知症の方ですとか重度の疾病障害を持つ高齢者の方々には、本人同意ができない被保険者も少なからずおまして、その場合には本人同意を前提とした情報提供の方法では、なかなか情報共有が図れないケースが現在存在してございます。

また、地域のかかりつけ医のほうからも、本人にとって適切なケアをしていくためには、本人同意の有無にかかわらず認定結果の情報提供が欲しいという要望が、現在あるところでございます。

このような状況を踏まえまして、区といたしましては本人にとって必要なケア、あるいは適切な介護サービスの利用につなげるためにも、本人同意の有無にかかわらず主治医への認定結果の情報提供を行うことが必要であるというふうに判断をしているところでございます。そのため、本人同意がない場合におきましても、かかりつけ医あるいは主治医のほうから、認定結果の提供の求めがあった場合については、そちらの当該情報を提供して情報共有を図る体制を構築してまいりたいというところが理由になってございます。

続きまして、外部提供を行う情報項目でございますが、ご覧のとおりになりますけれども、被保険者番号から始まりまして介護認定審査会の意見までという形でございます。それから外部提供を行う際に使用する記録媒体としては紙のみでございます。外部提供に当たっての区としての情報保護対策といたしましては、1番目に個人情報の漏洩がないように、キャビネットに保管、あるいは管理体制の徹底を医師あるいは医療機関のほうに要請をしております。

2番目として、個人情報の取扱いについて十分留意するよう、文書等で定期的に注意喚起を

行ってまいりたいと考えてございます。

それから、3番目として、郵送時の宛先等の誤処理を防止するために、宛先及び郵送内容の確認を複数人で行うダブルチェックの体制を引いてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、外部提供の相手方として情報保護対策といたしましては、医療機関が保有する診療情報と同様に、区からの情報提供におきましても個人情報の漏洩がないよう、施錠できるキャビネットに保管するなど管理体制の徹底をさせることを考えているところでございます。

外部提供の時期は、本審議会承認の日からというふうに考えてございます。

以上、雑駁ですがよろしくお願いたします。

【会 長】ご質問かご意見ございましたらどうぞ。ひやま委員。

【ひやま委員】今、主治医、かかりつけ医の方が介護認定の結果について情報提供を求めるといことで、本人同意がない場合ということその1つの例としては、今ご説明にありましたご本人が認知症を患っていらっしゃる方ということなのですけれども、参考までにお聞きしたいのですが、そのほかの理由で本人同意が得られなかったというケースがあるのかないのか、把握されているのかちょっとその辺教えていただけますか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】本人同意の件では、あとは独居老人の方で、お1人住まいでやはり意思の疎通ができない方でありますとか、あとはご家族の方が遠方にいらして、本人が書けなくても大体は家族の方が代理で書いていただいたりはしているのですけれども、なかなかそういう手だてが取れないといった場合についても、なかなかご本人のほうから本人同意を取るのが難しいといったケースが今もございますし、これからも恐らく増えてくるというふうに考えてございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】ということは、そういった特に何らかの理由があるなしではなくて、状況的に本人同意を取るのが困難だというような判断ということよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】そういう部分がほとんどでございます。ただ、中には自分の情報だからということ、別に教えなくてもいいというふうな判断をされる被保険者の方もいらっしゃるわけではありませんけれども、件数的には今、委員がご指摘のような部分が大部分でございます。

【会 長】ほかにありますか。佐藤委員。

【佐藤委員】今に関連して、そうすると2ページにあるこの実績の中で、1,695件の1,370件、つまりこのうち320件くらい本人同意していない部分が、今度は主治医の方に情報提供をされるという理解でよろしいのですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】今は申請段階で得られない方には、こちらのほうから同意書というのを改めて送らせていただいている形になっています。新宿区だけなのですけれども、こういったもう1回聞いてという部分も対応をしているところは事実でございますけれども、その中でもやはり持ってこない方がいらっしゃいますので、そういった中では逆に言うにご本人の意思を尊重しないわけではないのですけれども、その被保険者の方々を周りでサポートしていくためには、主治医の先生の主治医意見書がそもそもの認定結果の要素になっているわけですので、その方に結果を改めて知っていただいた上で、今後の医療的ケアでありますとか、介護サービスについてつなげていきたいというのが、こちらの今の本心でございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それと、外部提供を行う際の記録媒体が紙となっているのですが、これは郵送か何かで主治医の方に送るという意味だと思うのですが、その確認と、それを取り扱うのは介護保険課の職員だけですか、それともどこかに委託するとかそういうことはあるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】事務処理を行う介護職員だけになりまして、郵送のほうで送らせていただくということでお受けさせていただいております。

【佐藤委員】わかりました。ありがとうございました。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】今の質問とも関連するのですが、先ほどのご回答の中で、自分の結果を通知してほしいという方も中にはいるという話があったのですが、どれくらいの件数があるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】本当にごく数件というふうに認識をしております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ごく数件ということですが、そういった方についても今回の変更を行うと、自動的に医師への情報提供がなされるということになるわけですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】基本的にはそういうような形になろうかと思います。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】先ほどフォローしなければいけない、カバーしなければいけない人たちというのは、自分で意思表示ができない方々なのだというお話だったのですが、基本的に現在の法制度というのはそういった方については、後見人をつけて本人にかわって意思表示をしていただくということを想定しているわけですね。それにもかかわらず後見人がついていない方を保護するために、後見人をつけるのではなくて意思表示ができるか否かにかかわらず、とにかく情報を提供してしまうのだと、こういう発想はちょっと乱暴なように思うのですけれども、いかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】私どものほうでは、先ほども申し上げましたけれども、ご本人様の意思をないがしろにするということではないのですけれども、近隣区のほうでもこういった形ですべからく認定結果について主治医の方々に情報提供をしていて、その方々をいかによりよくしていくかという部分の注力を注いでいるところもございますので、そういった観点から今回このような提案をさせていただいているところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ほかの制度でも制度利用者の情報を他の機関に渡さなければならないという場面があり得て、そういうときに原則同意を取っているということもあると思うのですけれども、そういったケースについても今後、本人の意思確認が取れないような場合が多いので、自動的にその情報を流せるようにすると、情報を流してほしくないという反対の意思表示をしている人については、ごくわずかだから個人情報提供されたとしてもいたし方がないと、こういう姿勢でもって制度設計がなされることというのは、個人情報保護の観点からすると大きな問題があると思うので、もしそのほかの制度ではこういったことはなされないと、しかし、これだけはどうしても必要なのだというそういう事情があるのであれば教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】今、委員ご指摘のようにすべからくそういったものを全て、ご本人の意思に反してという体制は今後もしていこうとは決して思っておりません。今回のこの主治医に対しての情報提供については、先ほども申し上げましたけれども、主治医の先生がやはり責任を持って、かかりつけ医の方に今後対応をしていく、あるいはその認定結果の情報提供については、もう既に主治医の先生がかかりつけとしてある程度、ほとんど新しい情報がないくらいに本人

の身体状況については把握をしてございますので、そういった観点から今回はこういう提案をさせていただいているという部分でございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると本人の意思に反することはないということをおっしゃいましたけれども、ということは逆に明確に反対の意思表示をされた方については提供をしないという取扱いもできると思うのですが、その選択肢は残さないのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】現段階ではそういった制度というか、体制のほうは残す予定はございません。

【会 長】西村委員。

【西村委員】ちょっと教えていただきたいのですが、外部提供の相手方、これは主治医意見書を記載した医師と書いてありますが、これは先ほどのお話の中では主治医、主治医と単純に言われていますが、この表記は主治医とはまた違う意味合いでこう書かれているのですか。というのは、例えば主治医意見書を記載した医師というのは特定されますけれども、後に主治医が変わったというようなことまで想定して、こういう書き方をされておるのか。そうすると後に変わった主治医が、今度はその提供を求めてきたときにはどうするのか、そのあたりはどう考えていらっしゃるかお願いいたします。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】今回のケースの主治医意見書を記載した医師というのは、今、委員ご指摘のまさに主治医意見書を書いた先生のみになりますので、その後に主治医になった方については、一切情報提供しないというか、またその主治医意見書を書いた人にしか情報提供をしないという考えでございます。

【会 長】西村委員。

【西村委員】この制度の趣旨から言えば、新たに主治医になった方が、もしかかって、交代してなされるそういう医師がいた場合に、その人にも提供されるほうが望ましいように思うのですね。そういうときには例えば新しい主治医が何らかの手続きを取れば、これが提供されるというような、今回は無理かもしれませんが、将来的にはそういう余地を残すような制度にしていただければというふうをお願いいたします。

【会 長】どうぞ。

【介護保険課長】ご意見踏まえまして今後十分検討していきます。

【会 長】ほかにご質問。鍋島委員。

【鍋島委員】 ちょっとわからないのですけれども、手帳が渡されて介護度が書いてありますね。それとは違うのですか。私の経験、私も団体をやっていてついていったこともあるのですけれども、主治医の先生に行くときは必ずそれと保険証も持って行きますので、そうするとその主治医の先生が書くときには、前の等級なんかも参考にして書かれている場合も多いのですね。だから、改めてこれに値する方というのは、その手帳をいやがって主治医に出さない人なのか、どういう人なのかちょっと意味が全くわかっていない。

【会 長】 ご説明ください。

【介護保険課長】 実際そのかかりつけ医の先生とやりとりをする中で、お見せになる方はそれでも結構なのですけれども、今、こちらのほうでご説明させていただいているのは、あくまで認定審査という審査会の前の主治医意見書を書いていた先生のほうで、この方がどれくらいの介護度がついたかという情報が知りたいのですというチェックがあれば、もうその段階で区のほうから情報提供をさせていただくということについて、いかがでしょうかということをご説明させていただいております。今、委員ご指摘のご自身のほうで主治医の先生のところに行ってお話をさせるというのは、もうちょっと後のことです。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 というより、介護のこの認定をいただく意見書を書いていたときには、それを持っていきなさいとおっしゃる先生が多いので。それはともかくそういうものを持っていかない人にこれを出すという。そうすると今おっしゃったご本人の同意がない人でも、来ている手帳はそういう意思表示どうこうについて、そういう方でも全員何でもお持ちになりますよね、要らないものまでお持ちになるくらいですから。だから、そのところがちょっといま一つわからないのですけれども、ともかくこういう形式を踏みますということで、ここで審議してくださいということですか。

【会 長】 今の質問に関連して、本人同意というのはどこで取っているということになりますか。

【介護保険課長】 現在は介護認定申請書の中です。

【会 長】 この意見書との関係について、私はそういう手続きを全く知らないのです、もうちょっと手続きで今混乱しておられると思うのですよ、手順を。だから、手続きの流れで本人同意というのはどこに入っていますか。

【介護保険課長】 現在の介護認定の申請書の中にあります。

【会 長】 申請書とこの主治医意見書ということの関連性がわからないのです。

【介護保険課長】まず要介護認定を受けるときには、申請書をお出しいただく形になる。申請をしていただいて、申請をしていただくと認定調査というご本人の状態を見に行く手順と、それからそれと同時に主治医の意見書というのが必要になるわけです。主治医の意見書が必要になるその主治医の意見書を依頼するのは区のほうから、その方のかかりつけ医に連絡をして、意見書を書いてくださいとお願いをして、それは区でやります。こちらの介護保険のご本人様の申請書の中には、その本人の情報をどちらに提供してもいいですかということの同意欄を、こちらで意思表示をするという形で申請していただく、というのが現状です。実際には、認定調査が終わって主治医の意見書がそろって、委員のほうで二次審査ということで書面にして出たものと、それから主治医の意見書を照らし合わせて、その方の介護度を決めるとい形になっております。

【会 長】鍋島委員が言っておられるのは、ここに書いてある意見書を書いてもらうために、主治医に会うときに、その前の介護度の認定を持っていくのではないかということをおっしゃっているものと思います。

【鍋島委員】皆さんに聞くと、全員持ってきてくださいということらしいのです。

【会 長】今ここで問題になっているのはその後なのです。今度それを持って行って、その主治医に意見書を書いてもらって、新しく認定されるらしいのですね。その認定した結果を主治医に連絡していいですかどうかというのが、今ここでの議論です。鍋島委員。

【鍋島委員】また、その方は何か主治医にかかるときは、必ずケアマネジャーさんとかいろいろな人がいらっしゃいますから、そのときには必ず見せなくてはいけないみたいですよ。だから、わざわざこのところでお医者さんに知らせなくても、そういうのでわかってしまっているから、この意味がどういう人がこれに値するのかがわからなかったわけです。全然お医者さんと関係ない、ケアマネジャーさんと関係ない人だったならば、こういうのが必要だと思ったのですけれども、そうじゃない人だったらみんなわかってしまいますから。ということだと思います。わかりました。大体わかりましたね。

【会 長】大体わかりました。さっきちょっと三雲委員から出ていたのですけれども、拒否される方についても連絡するという問題なのですけれども、これはちょっと多少問題なところがあるかなと思ってまして、それで申請書の同意の出し方なのですけれども、ちょっと余計なアドバイスですけれども、同意ではなくて拒否する人だけ書いてもらって、拒否する人を除くという方法にはいかないのですかね。同意じゃない、同意は要らないと。その拒否する人だけ拒否してくださいと。もう何も回答しない人は同意とみなすことにして拒否だけを対象にと

かできないのですかね。事務局、お願いします。

【区政情報課長】個人上保護の観点から言えば、本人同意をとっていただくのが大前提になると思います。本人同意、今の会長のお話もございましたけれども、ここに出てきている数百名、300名程度の方というのは、その辺の本人同意の確認がなかなか取りづらいという方々が今問題になっていると思います。そういう方々について本人から明確に私は嫌だと、出してくれるなというチェックがつけば、それはやはり本人の意思を尊重するそういう方向で考えていただきたいというふうに思います。ただし、やはり条例のつくりからいいましても、本人の生命、財産に危険が及ぶという、例えば本人の緊急な事態が、どういう状態かわかりませんが、仮にそういう状況が起こった場合には、本人同意がなくても個人情報を提供していく、こういう必要性はそのときはあるかと思いますが、通常のパターンであれば、今、介護保険課長のお話の中では全て提供したいというようなお話もございましたけれども、本人が明確に拒否した場合については、難しいのではないかなというふうに認識しています。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】ちょっと最初に質問をさせていただいて、ちょっと想定していなかった答えが返ってきたものですから、改めてお聞きしたいのですけれども。そもそも介護の認定の級数を主治医に教える、教えないというので、今、区政情報課長がおっしゃられたような形で、生命の危機に関するような事態があるのかなのかだと思っております。三雲委員が言われたように、認知症で要するに返事ができない方というのは理解できますけれども、明確に拒否をされている方々のその拒否を無視して、個人情報を提供するというのはいかがなものか、まさにそこだと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】私どものほうでは、そういった結果を主治医の先生のほうに教えていく中で、よりよいサービスにつなげたり、そういった部分に反映させていきたいという思いがあったり、その辺の思いが現在強いものですので、このようなご提案をさせていただいた部分でございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】主治医の意見書というのは、介護認定を申請するに当たってその当事者はプラスと、要するに自分の状況を客観的に説明してもらえるとプラスという意味で、主治医に頼んでいるわけですよね。その頼んだ当事者がその主治医に自分の認定度を教えたくないというのは、何らかの理由がはっきりとされている方ではないかと考えるのがしかるべきだと思う

のですけれども。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】その辺は、その件数はもう数件という形なのですけれども、やはり主治医と被保険者との信頼関係というか、そういったところで嫌だという方もいらっしゃるのが実態でございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】そこで、そういった方の個人情報をその主治医に提供するというのは、いかなものかという結論にならざるを得ないのですが。

【会 長】事務局がおっしゃった、区民の生命、身体に危険が生じたときに、区のほうで個人情報を提供するというのは、これは別にどこかに条項がありまして提供できるようになっています。だから、その例外は今考えないでいいと思うのです。それはそれとしてそういう場合はそれで対応できるかなと思っているのですけれども、今はこの問題のルールとして、今の拒否、ご本人が拒否しているのに、あえて出すかと。拒否自体がご本人の意思じゃないみたいな方もいらっしゃるかもしれないなど、ちらっと思うことがあるのですけれども、そういう方については今申し上げたように、これはお知らせしないとご本人自身の生命、身体、健康に影響があるかなという場合は、それはしょうがないかなというふうに思います。だけど、一応ある程度意思表示できる方で、その人が拒否するという場合まで、あえて出すというのはどうかというふうに思います。

ちょっとここで介護保険課長だけでは結論が出ないとすれば、その点は後日検討をしていたくというわけにいかないですかね。ここで結論は出ない。これは重要な問題だと思うのですね。件数は少ないかもしれないけれども、三雲委員がおっしゃったように、こういう形でなし崩しに全ての区政が行われるというのは、やはりちょっと問題かなという気がするのですね。

【会 長】どうぞ。

【介護保険課長】では、もう一度検討させていただいて。ありがとうございました。

【会 長】今日のところは一応通そうかなと思うのです。だけど、拒否された場合、件数も少ないので今日反対も出るかもしれませんが、一応採決は取りますけれども、ちょっとご検討をいただいて、持ち帰りいただいてご報告いただくということではいかがですか、それならいいですか。

【介護保険課長】かしこまりました。

【会 長】では、次回でもご報告ということ的前提にこれを今進める場合によっては、採決

しようと思えますけれども、ご質問かご意見ございますか。

【三雲委員】もう一度だけお聞かせいただきたいのですが、その拒否を明確にされた場合のその後の流れですね。その後、拒否をした本人は主治医以外の医師のところに行って、その制度利用することを選択可能なのか、結局のところその主治医のところに行って、自分はこういう認定を受けているのだという情報をみずから開示して、そして制度利用することになってしまうのか、これはいずれなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】今、委員ご指摘のように主治医の方は変えることもできますので、そういった部分も含めてというので、それも新しい主治医の方が出していただいたもので判定をするという部分もございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】今、新しい主治医が出したもので判定するという話でしたけれども、先に旧主治医が意見書を出して判定がなされましたと、認定をもらって等級が決まりましたと、その等級の手帳を持って、別の医師を主治医にしているいろいろな制度を利用しようとしたときに、そのまま使えるのか、新しい医師からまた意見書をもらう必要があるのかどちらなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】また改めて再申請という形になりますので、それでまた新しい方に出していただいてという形もできます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると主治医を変えれば、再申請になるということは意見書をもらってその制度を利用しようと思ったら、必ずその主治医のところに認定情報が行くということでしょうか。つまり、主治医から意見書をもらって認定を受けますね。その後主治医を変えたら、また新しい申請だということで、もう一回新しい主治医から意見書を出していただいて認定という話を先ほど伺いました。ということは、制度を受けるために意見書をもらって、主治医を変えない、つまりもう一回意見書を書いてもらわずにそのまま制度を利用しようとする、最初に意見書を書いていただいた主治医のところに、本人が行って制度を利用しないといけない、そういうことですか。言い換えると、主治医から意見書をもらって等級認定を受けました。その情報を区からは伝えてほしくないということを意思表示した人がいたとしますね。しかし制度は利用すると。制度を利用しようと思ったときに、主治医のところに自分の足でいけば、それは当然自分の手でもってその情報が主治医に伝わるわけです。ところが、この主治医には伝

えたくないと思った人は、別の医師のところに行って、受けた認定を基にしてさまざまなサービスを受けよう、そういう利用しようと思うのではないかと思うのですが、そういったことがまず可能なかということをお伺いしたのですが。

【会 長】三雲委員のおっしゃったのは、この主治医、という言葉がちょっと違って、介護認定の意見書を書いてもらう主治医の話と、自分が日常的にかかっているかかりつけ医の話と、ちょっと別なのではないですか。意見書をお願いするのはもらって、今度かかりつけ医を別の人にかえたという話、そういうことでおっしゃっている。

【三雲委員】結局のところ主治医からもらうのだけれども、その主治医に結果を伝えたくなくて、自分はその制度だけは利用したいけれども、どういう認定を受けたのか意見書を書いた人には教えたくない。そういうことを考えている人がまさに拒否をするわけなので、その医師が判別できるような制度になっているのか、いずれにせよ自分の足で伝えざるを得ないような制度になっているかによって、この評価が随分違ってくると思います。

【会 長】だから、次に行くときに、意見書を書いた人に行かなくてもいいでしょうという質問でしょう、言いかえたら。かかりつけ医は変えていいでしょうということでしょう。

【介護保険課長】基本的には別の主治医に、別の方のところに行っても前に出してもらった認定申請のものをベースに、今は介護サービスを受けるというような形になっています。

【会 長】いいのですよね。だから、よその病院に行ってもいいというお話でしょう。

【介護保険課長】そうですね。

【会 長】ほかにご質問かご意見ありますでしょうか。ないようでしたら、さっきのちょっと条件がついていますが、拒否した方についての扱いは再検討をしていただいて、ご報告いただくということを前提に、この案件につきまして、これは諮問ですので賛否を取らないといけませんので、反対のご意見がありましたら反対のご意見を先に聞きます。反対の方ありましたら挙手してご意見の趣旨をご説明ください。

三雲委員1名、趣旨はいいですね。ありますか、今。反対意見の趣旨、何かご説明があれば追加してください。

【三雲委員】繰返しになってしまうかもしれませんが、今、会長がおっしゃったこと、検討をするということで報告するということですが、私としてはこれを反対の人については情報提供しないという制度でなければ、適切でないと考えております。

【会 長】わかりました。ほかにご意見ございますか。特に反対意見ございましたら。なければ賛成の方は一応挙手を願いますか。

一応数としては賛成のほうが多いので、本件は賛成可決ということで終了いたします。ご苦勞さまです。

次は、資料 29「個人番号利用事務の追加に伴う特定個人情報保護評価の実施結果及び庁内連携情報項目の追加について」であります。

なお、「特定個人情報保護評価」という新しい言葉が出てきましたので、あわせて説明をお願いいたします。

【特命担当副参事】本案件に係ります特定個人情報保護評価制度について、内容のご説明の前に概要をご説明したいと思います。

机上に、本日、「特定個人情報保護評価の実施手続」という資料をお配りさせていただきました。マイナンバー制度、番号法に基づく制度でございますけれども、この番号法に定められております安全管理措置の1つが、この保護評価となっております。特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することを目的にしたものでございますけれども、その特定個人情報ファイルを新たに保有しようとするもの、それは国ですとか地方自治体がこれを実施することを義務づけられているものなのでございますけれども、そうしたものが事務処理に当たりまして、漏洩ですとか事故そうしたリスクというものが、どういう場合に起こり得るのかという洗出しをいたしまして、そのリスクを軽減するための措置というのをその担当の部署の中で講じます。

その措置が十分であるということを宣言するのが、この特定個人情報保護評価というものになります。実際の実施手続なのでございますけれども、今、お手元に配らせていただいている図表がございまして、まずその実施をするに当たりまして耳なれない言葉かもしれませんが、しきい値判断というのを行います。対象人数によってそれぞれ評価をする項目がブルーの基礎項目評価なのか、真ん中の緑の重点項目なのか、全項目なのかに分かれます。まず、10万人未満の場合はブルーの基礎項目評価といいまして、一番簡易な評価の内容になります。10万人以上30万人未満の場合は重点、それから30万人以上、全区民を対象にするような事務については赤の全項目評価になります。

新宿区の場合、真ん中の緑の重点項目評価に当たりまして、より高い水準の安全管理措置を講じたいということで、昨年度の本審議会にもお諮りをさせていただきまして、重点項目の場合は全項目を実施しようというようなルールになってございます。

なお、この資料の1,000人以上1万人未満と真ん中に書いてある上に、米印でその事務の対象者が1,000人未満の場合は、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられないと書いてございますけれども、1,000人未満の場合は実施をしないというような制度でございます。この特

定個人情報保護評価書というものを策定しまして、後ほど所管所長のほうから報告がありますけれども、その評価書につきましては番号法制度の導入に際しまして、本審議会にお諮りをした上で、国に提出をするというような流れになってございます。そのため本日も本審議会にご報告をするというようなことでございます。

以上、簡単ではございますけれども、制度の概略をご説明させていただきました。

【会 長】議案の説明をお願いします。

【子ども総合センター所長】資料 29「個人番号利用事務の追加に伴う特定個人情報保護評価の実施結果及び庁内連携情報項目の追加について」ご説明させていただきます。

こちらをめぐっていただきまして個人番号利用事務の追加の経緯でございますけれども、27年 11 月 14 日に関連政省令が公示されまして、子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業に関する事務が、新たに特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める法定事務として規定されましたというところで、ここについて報告が必要になってくる。あとまた、法定事務ではないのですが、区が独自に実施している子育て支援事業に関しまして、非常に類似している事業については追加する必要が生じたということで報告させていただくものです。

資料 29-1 をご覧いただきまして、こちらに事務一覧を載せさせていただいております。法定事務といたしましては記載の放課後児童健全育成事業、一時預り事業、一時保育、定期利用保育、ひろば型一時保育、障害幼児一時保育、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業でございます。

対象者及び事業内容につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

法定事務の学童クラブ事業に非常に類似している事務としまして、機能拡充型放課後子ども広場がございます。また養育支援訪問事業に非常に類似している事務として、産後支援訪問事業がございます。こちらについても対象者、事務内容は記載のとおりとなっております。そして、先ほどのしきい値判断でございますが、子育て短期支援事業、養育支援事業、機能拡充型放課後子ども広場事業は、対象者 1,000 人未満ということで対象となっておりませんが、その他の事務については 1,000 人以上 1 万人未満ということで基礎項目評価の対象事業となっております。

お戻りいただきまして 2 ページの 2 の「特定個人情報保護評価の実施結果について」、こちらについてはしきい値判断を行いまして、要綱に基づきまして個人情報保護委員会に提出する前に本審議会に報告させていただくもので、こちらについては資料 29-2 をご覧ください。まず

29-2-1のところで、放課後児童健全育成事業についての評価書になってございまして、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言としまして、新宿区は特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、こちらが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識いたしまして、情報の漏洩その他の事故が発生するリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言するというものでございます。鍵つきのキャビネットに保管することでありまして、マイナンバーの取扱いにつきましては、担当者を限定しまして担当者1、2名と係長で対応していくということでございます。

続きまして、次のページに関連情報、こちらの事業の関連情報でございますが、事務の名称は記載の放課後児童健全育成事業、事務の概要でございますが、事務全体の概要についてこのところで特定個人情報を取り扱う事務といたしまして、利用料減免の可否判断を行うに当たって、所属による判定を行うため個人番号で管理するというところでございます。

事務の具体的な内容ですけれども、②のところの学童クラブ利用料の減免の決定事務のところでも活用するというところで、保護者の世帯収入に応じて学童クラブ利用料減免の可否を決定し、保護者宛てに通知するものでございます。システムの名称は記載のとおりでございます。特定個人情報ファイル名は記載の学童クラブ事業ファイルということでございます。

3、個人番号の利用、法令上の根拠、記載の根拠がございます。

4、情報提供ネットワークシステムの情報連携、こちらは他自治体との連携の関係でございますが、こちらは実施いたします。1月1日現在の住所地の税情報等を把握する必要があるというためでございます。

5、評価実施機関における担当部署、7、特定個人情報の開示利用請求、8、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せは、全て子ども総合センターとなっております。

裏面にいきましてしきい値判断項目でございますが、28年4月1日現在1,000人以上1万人未満、2、取扱者数、取扱職員については500人未満ということでしきい値判断の結果としては、基礎項目評価の実施が義務づけられたところでございます。

続きまして、資料29-2-2、一時保育の基礎項目評価書ということで、宣言の内容については学童クラブと同様になってございます。

裏面の関連情報、特定個人情報ファイルを取り扱う事務でございますが、特定個人情報を取り扱う事務については、利用料の免除の可否判断を行うに当たって、生保受給等々の判定が必要になるため個人番号で管理するものでございます。4の情報提供ネットワークシステムによ

る情報連携については実施いたします。その他担当部署が子ども家庭部保育課になっているというところがございます。

裏面についても、先ほどの学童クラブと同様の形になってございます。

続きまして、資料 29-2-3、こちら定期利用保育の基礎項目評価書でございまして、先ほどの一時保育と同様の形になってございます。裏面の事務の概要のところでも、こちらについても利用料減免の可否判断のために必要ということでございます。情報提供ネットワークシステムによる情報連携、他自治体の連携も実施いたします。担当部署は保育課になってございます。しきい値判断についても先ほどと同様でございます。

続いて 29-2-4、ひろば型一時保育の基礎項目評価書、こちらについても同様の内容となっております。次のページの事務の概要、こちらについても利用料免除の可否判断を行うに当たって必要になるというものでございます。4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携についても実施させていただく、担当部署は子ども総合センターとなっております。裏面、しきい値判断についても同様の結果でございます。

続きまして、資料 29-2-5、産後支援訪問事業基礎項目評価書、こちらについても同様の内容となっております。

次のページ、取り扱う事務の概要ですが、こちらについても利用料減免の可否判断のために必要となったものでございます。

以下同様の内容となっております。

続きまして、また 2 ページに戻っていただきまして、3 「庁内連携する情報項目及び情報の範囲」でございます。こちらは資料 29-3 をご覧ください。

まず、放課後児童健全育成事業、学童クラブ事業につきましては、利用する情報といたしまして住民票関連情報、こちらは非課税世帯の確認をするため等に必要になってございます。住民税の情報、非課税、課税等の判断が必要になるということでございます。生活保護情報、児童扶養手当支給情報、中国残留邦人等自立支援給付の情報、こちらを利用させていただきます。利用の目的は利用料減免、あとはまた民間学童クラブについては助成をするという中身でございます。

続いて一時預り事業でございしますが、一時保育、こちらについては住民税、生活保護、中国残留邦人等自立支援給付の情報が、利用料減免のために必要になってございます。

裏面でございまして、定期利用保育、一時保育と同様でございます。ひろば型一時保育につきましては、こちらについては子どもを預かる要件を設けず幅広く利用をしていただく事業と

ということで、非課税世帯等々については特別のサービスを設けてございませんので、生活保護情報、中国残留邦人自立支援給付情報のみを利用させていただきます。障害幼児一時保育と子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、独自事務の機能拡充型放課後子ども広場、産後支援訪問事業については学童クラブと同様となっております。

また、2ページにお戻りいただきまして、利用開始時期は28年12月から。その他としまして本審議会報告後区独自利用事務について規則で規定させていただきます。

雑駁でございますが、報告は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見ございましたら。伊藤委員。

【伊藤委員】基礎項目評価書全般についての質問になるのですが、これ以前もちょっと話したかもしれないのですけれども、例えば特定個人情報ファイル名というのが学童クラブ事業ファイルとかいろいろあるのですけれども、これの内訳がわからないとか、あとこの29-2-1と29-2-2、ちょっと左右で見比べるとほとんど一緒ではないかというのも思うわけです。例えば評価書名は括弧に一時保育と書いてあるか放課後児童健全育成事業と書いてあるかの違いしかなく、下もプライバシーについて説明のときはキャビネットとか具体的な単語が出てきていて、どんなことをしているのかなというのが何となく説明を聞けばわかるのですけれども、これは全く同じ文章です。あくまでこれ何か評価をしているということだと思ってしまうのですけれども、これを見ても実際に何をしているかというのは、かなり読み取れることは非常に少なく、対象人数がこのしきい値判断とかそういうところはもしかしたら読み取れるのかもしれないのですけれども、それ以外で、個人情報が本当に保護されているのかというところ、この文書をコピーしているだけだと具体性がなくてちょっと読み取れないように思うのですけれども、その辺というのは何かもうフォーマットが決まっていて、それをただコピーするみたいな感じになっているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】この特定個人情報保護評価書自体は、国のほうで決められているフォーマットなのですけれども、委員ご指摘のようにこちらで具体的な、例えばセキュリティ対策ですとかリスク対策というのを、基礎項目評価については一番簡易なものになっていますので、これを見て把握するというのは大変難しいかと思うのですけれども、実際説明が所管所長からありましたように、それぞれのセクションで特定個人情報を取り扱う際の手順ですとかマニュアルというのをつくっております。それは安全管理措置の一環として全庁でつくっているものなのですけれども、それをきちんとした上で基礎項目評価については、これが様式で決まって

おりますけれども、十分な措置を講じていますよという宣言をする評価になってございますので、様式についてはそういったことだというふうにご理解ください。

また、一方ではそれぞれマニュアル手順書をつくっているところでございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】例えば、この宣言の文書が全く同じものになっているというのがあるのですが、これは別に違っていいわけですか、それともこれが、この文書というのも決まっているということになるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】この文章自体は、このとおりであるというようなことで決まっているわけではございませんけれども、欄も限られているということもあって似たような、今回で言えば同一の文章になっているというのがございますけれども、一言一句決まっているというわけではございませんので、その辺今後その事務に合った形でというのは、区としても心がけていきたいというふうに思います。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】スペースの話とかもあったのですが、例えばいつも配られている資料のフォーマットとかを見ると、個人情報の保護対策とかの項目があるのですが、これは数行で書かれていたりとかして、正直そんなに分量を書いてないのですよ、これはいつものフォーマットですけども。こういった個別の話を書かないとそもそも何の宣言をしているのだというふうに読んでいて思うわけなので、やはりより具体的な内容、今5、6行は書けるわけじゃないですか。この5、6行あればこの内容というのは当然盛り込める話だと思うのです。さっきのキャビネットという単語を例えば1つ入れるだけでも、これは何の個人情報を保護しているのだとか、例えば個人情報保護ファイル名と書いて、学童クラブ事業ファイルと書いてあっても、これでは一体何のことかというのがさっぱりわからないので、これも多分1行あれば説明がつく話ではあると思うので、ちゃんと評価をするということであればより具体的な話、コピーをして済ませるといふのだと、明らかに何の評価書なのだというふうに思ってしまう部分もあるのでその辺を、これは分量の問題ではないと私は思っているのです、ちょっとご検討いただければいいのかなというふうに思います。

【会 長】特別何かご意見があればどうぞ。

【特命担当副参事】この宣言の内容については一言一句決まっているものではございませんので、より区民の皆様にはわかりやすいような書き方で努めていきたいというふうに思っております。

す。

【会 長】何かご質問かご意見ございますか。佐藤委員。

【佐藤委員】最初に2、3お聞きしたいのですが、この評価書にある取扱い数と評価対象数の違いをちょっと教えていただけますか。

このしきい値判断項目に対象人数と取扱い者数というのがございます。最初のほうは1,000人以上1万人未満、下が500人未満となっていますが、この取扱い数と評価対象の人数の意味はどう違うのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【子ども総合センター所長】事業の対象人数、これは事業を利用する利用者の人数ということです。個人情報ファイルの取扱い者数、これは取り扱う職員の数でございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それと、先ほど所長からの説明で、情報提供ネットワークによる情報連携を実施すると、ほかの自治体の連携をするということだったのですが、いつからで、それはどのような形で行われるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【子ども総合センター所長】開始時期については28年12月からということでございます。

【特命担当副参事】今、個人番号の利用については28年12月からなのですが、他自治体との情報連携につきましては、国の情報提供ネットワークシステムを介した連携を予定してございまして、それは29年7月からを予定してございます。ですので、利用については28年12月でございますけれども、29年の7月からというのが情報連携の開始時期でございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】わかりました。それでやはりこの個人情報審議会ですから、今回、マイナンバーが付番されているいろいろな形で情報連携がされるわけです。例えば、この1つ例に出しますと一時保育で利用料免除のために住民税の情報を、これまでは1人1人が例えば課税証明書なり税の情報を申請していたと思うのですが、そういう手続きがなくなって庁舎内で例えば住民税の課税状況とか、住民税の情報が税務課から保育課のほうに情報が流れて、そういった申請はしなくて、要するに本人がそういう書類をそろえなくて済むとそういう理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】今、委員ご指摘のとおりでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そうすると番号そのものが、いろいろな場面で申請する人は、例えば一時保育の申請をするとき、子どもセンターに利用料の減免を行うときに、その時々本人がその番号を言うなり書類に書いて提出するということになるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【子ども総合センター所長】子どもセンター所管の幾つかの事務について、今までもご本人に全て持ってきてもらうということではなくて、減免申請のときに同意書をいただきまして、本人同意に基づく目的外利用ということで情報収集してございました。今回マイナンバー制度になるということで、それが番号法に基づく処理ということになるという形で、申請書をまた様式等を整えまして個人番号を活用して構わないというところの申請をいただくという形になります。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そうすると、今までマイナンバーがないときは、要するにそういう税情報なんかは、本人が同意をすればそこで別に自分が税務課に行って課税証明書とかそんな書類を持ってこなくても手続きはできたわけですね。そうすると、では、何で番号をつけて同じようなことをやるのかということなのですが、その点いかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】今、センターの所長がご説明いたしましたとおり、今までご本人様の同意あるいは目的外という形で利用をしていた同じ新宿区役所内の情報、こちらについて番号法で個人番号利用事務だと位置づけられた事務同士でやりとりをする場合に、まず庁内連携というその番号法の制度上の情報のやりとりに変わるというようなことがございます。今回の子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業については、番号法の主務省令で個人番号利用事務ということで、もう全国一律指定された事務になります。ですので、個人番号利用事務に位置づけられたことにより、庁内連携というような制度上の性質に変わってくるというところで、少しちょっとわかりにくいのですけれどもそれが1つございます。

また、メリットという意味では、ずっと新宿区にお住まいの方であれば、前年の課税情報については同じ区役所の税務課が保有しているのですけれども、例えば1月1日以降に転入をされてきた方の税の情報については、引っ越しをされる前の住所地の自治体が保有してございます。そうしたときには、やはり課税証明書を取ってきてくださいというようなことだったと思うのですけれども、それが情報連携のネットワークを使うことで省略がされるというようなメ

リットがございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】最後にしますね。その例えば税情報の連携にしても、ほかの区から例えば子ども総合センターなり保育課に情報提供が行くわけですけれども、そのセキュリティというのはどういうふうになっているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】この自治体同士の情報連携につきましては、ネットワークが専用のシステムになってございます。ですので、その専用の回線を使ったやりとりであること、それから通信については暗号化をされていること、直接マイナンバーを使ったやりとりではなくて、符号という形でやりとりをするということで、二重三重にセキュリティの対策が取られているところでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】わかりました。結構でございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。では、私から1点。庁内連携情報項目と資料29-3とあります。学童クラブのところを見てほかと比較すると、住民票関連情報というのが詳しく書いてありますけれども、書いてある子どもの学童クラブ以下いろいろな子どもの支援ということについて、ここに書いてある住民票関連情報が全部いるのですか。

【子ども総合センター所長】この学童クラブについて、非課税の要件としまして世帯の収入が非課税であると。ですから、その世帯の中でどの方について非課税であるかということを確認しなければいけないかということを知るために、住民票の情報を活用させていただいてございます。そのほかの事業も学童クラブと同様な事業については、そういう形になってございます。そのために必要になってございます。

【会 長】一時保育の関係では、住民票の関連情報というのは、今の説明だといえるみたいだけれども、この表によると要らないようですが、これは連携情報だから別の情報ということですか、どういうことですか、説明してください。

【子ども総合センター所長】住民票で世帯の構成員を確認いたしまして、それでその方が非課税であるかどうかを確認するために必要だということを申し上げました。あと一時保育、ひろば型一時保育にそれがないというご質問なのかと思いますが、ひろば型一時保育については非課税世帯に対する減免の制度がない、生活保護世帯と中国残留邦人等の方の免除の規定があるということのみですので、住民票の情報を取っていないということでございます。

【会 長】そういう違いがある。もう一度先ほどの学童クラブに戻りますけれども、非課税かどうか、世帯主と非課税は世帯間の全員ですか。そうすると世帯主のほか家族というのがあるのですか。それ以外にこれ全部いるのですか。そういうことがやはりわからない。ご説明ください。

【子ども総合センター所長】先ほど申し上げたように、非課税の判定をするために必要なのは、例えば世帯主だけでなく兄弟も一緒になっているとかそういう場合については情報が必要になるということなのですが、ここに書いてあること全てが必要ということではないのですけれども、住民票を見るとこれが見えてしまう。それを全て記載するというのと理解してごいただきますので、全て記載させていただいているということでございます。

【会 長】今まで新宿区内のこういう問題について、例えば学童クラブでも今までやってきたと思うのです、区の業務として。それについてはこれほどたくさんの情報は認めてなかったと思うのですね。必要なものしか認めてないと思います。何でこういうふうにご広がるのですか。国の今のおっしゃっている法律の別表第1-1-94というのですか、それに該当するのだろうと。該当するというのはそうかもしれないけれども、国の言われることだから全部クリーンに個人情報を出すのですかという質問をしている。

【子ども総合センター所長】済みません。ちょっと私どもの理解のところ、今回、この利用する情報の項目として載せるものについては、利用する情報の画面で見えるものは全て記載するというふうにご理解して、こういう記載をしております。今、会長のご指摘のように、住民票の関連情報の中で真に減免のために必要な情報だけをここに項目を載せるということであれば、ちょっと記載を検討させていただきます。

【会 長】利用かどうかではなくて見られる。見られるということは個人情報が漏れているということですね。ここはもう限定していますから、その問題だけに。ほかの法的に云々も、それから目的がいいとか悪いとかの問題ではなくて、個人情報が漏れるか漏れないかだけを審議しているところなので、それ以外のことは関心がないのです。そういう意味で言えば利用目的がいいとしても、見られる状態に置かれるということは問題なわけです。そういう意味でこれはすごく要らないものが見られる状態になるわけです。さっき申し上げたように、前の区だけでやっているときは、これほど出していなかったということをお願いしたい。それなのに区に関連だけで、要するに国の事務にこういう関連づけをされて、区の業務から区民の個人情報まで全部国に吸い上げられているのではないですかという質問をしているのと同じことなのです。

【特命担当副参事】外部との関係で申し上げますと、国のほうにこちらを提供するということ

はございません。

【会 長】個人番号を出すという、これは住民票の関連情報なので個人番号が入っているわけですね。これを国の事務の1つとしてやるわけでしょう、今度。だから個人番号を使ってこういうことになったわけですね。ということは、国がこの個人番号を通してこの学童クラブの情報とか、一時保育の情報を見ることが可能になるわけでしょう。

【特命担当副参事】ここの庁内連携情報項目といいますのは、新宿区役所が保有している項目になります。それで会長が今ご指摘をいただいた国が見られる情報というのは、次回以降の審議会での説明になるかと思いますが、中間サーバーというのを新宿区役所の外に設置するサーバーがございまして、そこに情報を置いて、そこで他自治体とやりとりをするサーバーがございまして、そこにはここの情報項目は全て置くというものではございません。

【会 長】わかりました。次回のときに庁内連携についても、国に提供する情報についても、必要な項目以外は出さないという説明をする準備をしてください。

【特命担当副参事】わかりました。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。

一応これは報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了いたします。

それでは、資料30「児童扶養手当事務等に係る個人番号利用事務における庁内連携情報項目の追加について」であります。それではご説明をお願いします。

【子ども家庭課長】それでは、児童扶養手当事務等に係る個人番号利用事務における庁内連携情報項目の追加につきまして、資料30を用いましてご報告をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

本件につきまして、利用事務が3つございます。1つは児童扶養手当、こちらは法定事務でございまして、1つは児童育成手当、こちらは区独自利用事務でございまして、もう1つはひとり親家庭等の医療費助成事務、こちらも区独自利用事務でございまして、区独自利用事務につきましては、条例及び施行規則において定めているものでございまして、今回は、この3項目の事務につきまして庁内連携情報項目を追加したいということのご説明でございまして。

2番でございまして、今申し上げました3つの事務につきましては、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するための手当及び助成の制度です。そして、児童の父または母が障害をお持ちで、その障害の程度がそれぞれの法令で定められた要件を満たすことで受給することが可能になってございます。また、児童の障害の程度によりまして受給期間が延長されるなど

新規申請時から受給期間中にわたって、その障害の程度を確認しております。これらの手当等は手当等で定める要件に該当する児童を養育するものに支給及び助成をする制度であるため、児童が施設に入所した場合は、手当等の資格喪失等の手続が必要となっております。

これまで今申し上げた3つの手当等における事務の各種手続におきましては、障害の程度を確認する手段として、障害認定診断書、身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の写しを、施設入所を確認する手段として施設入所関係情報がわかる書類の写しを、それぞれ受給者から提出を求めておりました。今回、これらの障害関係情報並びに施設入所関係情報につきまして、庁内連携をすることによりましてご本人から添付書類として提出することを省略することで、受給者の皆様の負担を軽減し、利便性の向上を図りたいため、当該特定個人情報項目の利用を申請するものでございます。

利用目的は手当支給額決定のためと助成判定事務に利用するためです。利用する項目のうち追加するものは、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、障害者自立支援、こちらは施設入所の情報になりますが、その給付情報になります。

利用開始時期は平成28年12月からを予定してございます。

なお、参考に受給者数ですが、児童扶養手当の総受給者数平成28年7月現在で1,658人、児童育成手当2,229人、ひとり親家庭等の医療費助成1,893人で、この中の障害項目について収集が必要な方については内数になってございますが、細かい実数は今手持ちにございませんので、この内数ということでご理解をいただきたいと思っております。

次に、資料30-1につきましては、どの手当、どの事務において、どのような状況になっているのか制度の一覧になっているものでございます。

次に、資料30-2をご覧ください。現在と連携後がどのように変わるのか図示をしてみました。申請受付のところ、現在のところの2番目、「書類添付」とございます。こちらのご本人様にご用意いただいていた書類添付が、庁内連携をさせていただくことによって添付が必要でなくなるというものでございます。利用する項目につきましては、資料30-2の記載のとおり、こちらが利用目的になってございまして、資料30-3、こちら細かくて恐縮でございますが、それぞれ児童扶養手当と児童育成手当、ひとり親家庭等の医療費助成につきまして、今回新たに追加させていただきたい項目について、利用する情報の欄に下線を引かせていただき、さらに利用する情報の項目、目的、情報の保有化というところで一覧に整理をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いたします。

【会 長】 ご質問かご意見ございますか。ないですか。

では、先ほど、ここにも同じ資料 30-3 を見ているのですけれども、それぞれの手当について住民関係情報というのがありますけれども、これは先ほどの議題と同じなのですけれども、この手当それぞれについてこれだけの関連情報が全て要るのかどうかというのが問題になると思うので、多分要らないものがあると思うのですよ、1つずつチェックすれば。それは幾ら庁内連携だといっても、今までは全部それを制限して必要なものだけ各課同士でやりとりしていただくようにしておりますので、この住民関連情報については少なくとも多過ぎるので、本当にいるものだけ取り出していただくようにご検討いただけますか。できるかできないかも入れて。ここでできるかできないかもわかってないので、法律上できないことかもしれないのだけれども、できるものなら制限をしたいというふうに思いますので、これは後日検討をしていただきたいなというふうに思います。

ほかに何かご質問かご意見ございますか。西村委員。

【西村委員】 これもちょっと教えていただきたいのですけれども、個人番号を利用するのは一応児童扶養手当が法定事務となっておりますけれども、そのほかのものについて庁内連携においてこの番号を利用するということは、これに含まれているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども家庭課長】 今ご質問いただきました区独自利用事務につきましては、先ほど冒頭に少し触れさせていただきましたが、既に新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定めていただいております、さらにその中の施行規則におきましても定めている事務の範囲でございます。したがって、本日の個人情報保護審議会への報告の中で、改めてこの事務を区独自利用事務として定めるというもののご説明にはなってございません。追加の情報項目のご報告でございます。

【会 長】 西村委員。

【西村委員】 ちょっと私の趣旨が十分伝わってなかったようですけれども、要するにその事務をやる中でこの個人番号が庁内の中で、それをを用いてこういう情報のやりとりがなされるというふうに了解してよろしいのですかというのが、私の質問です。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども家庭課長】 大変失礼いたしました。委員ご指摘のとおりでございます。こちらの本日報告をさせていただいた後、28年12月から番号を用いまして保有する課からこの情報をやりとりさせていただきたいと思っております。

【会 長】西村委員。

【西村委員】今の件につきまして、もう少し詳しく聞きたいのですけれども、移行する際に個人番号はどのように取得されるのですか。あるいは既にもう何かと連携づけられているような形でデータがあるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【子ども家庭課長】まず申請を受付けるときに、こちらの事務につきましては既に番号を用いてよろしいという位置づけをいただいておりますので、番号を申請の段階で取得させていただきます。それに基づきまして保有する課にこの番号のこの方のということで情報を照会させていただきます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますか。

なければこれも報告事項ですので、了承ということでよろしいですか。

本件は了承ということで終了いたします。どうもご苦労さまでした。

それでは資料 31 ですが、よろしいですか。次に「介護報酬請求事務の外部結合の変更について」であります。それではご説明を願います。

【健康づくり課長】本日、ご報告申し上げます介護報酬請求事務の外部結合の変更でございますが、資料 31 の 2 ページをご覧ください。事業の概要でございますが、こちらの事業内容の欄、2 段目から記載しておりますとおり、この介護給付費の請求は法令の定めに従いまして審査支払機関でございます東京都国民健康保健団体連合会が行うものでございます。これまでは訪問看護システムからはフレキシブルディスク F D、ケアマネジメント支援システムからは I S D N 回線を使用したデータベースにより請求を行ってまいりました。この電子的請求方法でございますが、東京都国民健康保健団体連合会は国の方針に合わせまして、平成 30 年度からはインターネット回線による請求に一本化する方針としております。

また、この両システムとも情報システム課が管理する統合基盤上のシステム運用に 7 月に切りかえを行いました。この区の統合基盤システムからはインターネット以外のネットワークへの接続制限がございまして、I S D N 回線の継続使用ができません。したがって、今回のシステム構築に伴いまして、I S D N 回線を使用したデータ電送からインターネット回線を利用した請求に切りかえることといたしました。この機会に訪問看護システムからも従前の F D による請求をインターネット回線に切りかえましてセキュリティ対策も一本化するものでございます。

資料 3 ページ目の下の段をご覧ください。情報保護対策から説明させていただきます。

こちらにはインターネット回線による請求の情報保護対策を記載してございます。東京都国民健康保険団体連合会のサーバーとのアクセスに当たりましては、同連合会が発行いたします電子証明書を取得した端末からのみアクセスが許可されるものでございます。したがって、この電子証明書を取得いたします。

情報の電送に当たりましては、介護報酬を請求する事業者のみに配付される専用の電送セキュリティソフトを使用しております。また、電送に当たりましては送受信におきまして暗号化されるSSL通信を用いることにより、通信経路上での情報窃取等を防止することができます。またログインに当たりまして国保連合会のほうから、付与されますIDパスワードによる管理も行います。

なお、システムの使用時にはほかのシステムの運用と同様でございますが、職員ごとのID・パスワードによる不正アクセス制御を設け、パスワードも定期的に変更を行います。また、区の情報セキュリティ対策の遵守も行うものでございます。

結合される情報項目でございますが、資料31-1にございましており居宅介護支援業務、訪問看護業務それぞれ厚生労働省令で定められているとおりでございます。

なお、この情報項目に関連してございますが、7月に既存の訪問看護システムとケアマネジメント支援システムを統合基盤システム上へ移行するための諮問をさせていただいた際に、両システムで管理する情報の項目名の一覧表に一部誤りがございましたので、この場をおかりしまして訂正とおわびを申し上げます。

本日資料25-1、下線を引いてあるところが修正箇所でございます。1段目の基本情報、性別が抜けておりました。また5段目の保険情報でございますが、幾つかの項目、省略された表記になっておりましたが、下線部分が入ったものが正式なものでございます。また6段目でございますが、訪問看護情報、それと次のページの居宅介護支援情報のところ、下のほうにかなり追加がございますが、これらの項目、利用者の固有の情報というよりは訪問看護ステーション側の情報でございます。ただ、両情報とも報酬請求に当たりまして扱う項目でございますが、訪問看護システム、ケアマネジメント支援システム、両方におきまして利用者の情報と合わせて管理している情報でございました。これらを含めて7月の諮問時期にはご説明申し上げなければならなかったところ、大変失礼いたしました。改めておわび申し上げます。

なお、今回の法令に基づく結合の開始は7月7日でございますが、きちんと東京都国保連に連携され請求が正式に受理されていることを確認済みでございます。

私からの説明、以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

【会 長】 ご質問かご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら、これも報告事項です。ので、了承ということによろしゅうございますか。

本件は了承ということとで終了いたします。

次は資料 32「新宿区情報公開・個人情報保護審議会運営小委員会での審議結果について」であります。

それでは、事務局から説明されますか。お願いいたします。

【区政情報課長】 新宿区情報公開・個人情報審議会運営小委員会での審議結果について、ご報告をさせていただきます。

まず1番、経緯でございます。28年4月21日から要望書のほうをお受けいたしまして、情報公開関係の小委員会、こちらのほうを7月8日に開催、それから委員を指名し、8月10日に小委員会を開催いたしました。

なお、2番といたしまして、小委員会での審議結果、こちらのほうを本日ご説明させていただきます。

資料 32-1 をご覧いただきたいと思っております。日時、28年8月10日、時刻は6時半から8時15分になっております。場所は記載のとおりです。出席者も記載のとおりです。調査審議の対象でございますが、4月21日付で提出されました要望書及び7月4日付で提出をされました要望書、この2通についてでございます。

審議の内容でございますが、別紙の要望書に対する小委員会での審議結果についてのとおりでございます。また、本審議会での審議の中で判明した問題点や課題点等について、区長への建議の要求についても検討をすべきであるという意見がついてございます。

続きまして、資料 32-2 をご説明させていただきたいと思っております。要望書に対する運営小委員会での審議結果についてでございます。まず、28年4月21日付で受理をいたしました要望書についてご説明をいたします。

1番、審議会委員の構成を見直すこと。これに対する小委員会の考えでございます。審議会委員の構成については、審議会条例で定められているため審議会で独自に変更することはできない。また、本審議会は現在の委員構成で区民の意見が反映されていないとは考えていない。よって、審議会委員の構成に係る条例改正を区長に建議する必要はない。

2番、条例等が行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の趣旨に則っているのかを確認し、新宿区の全組織、全職員が必要な施策を策定し、実行していることを検証すること。これにつきましては、本審議会は諮問された事項以外の事項について、独自の調査（検証）権限

はない。したがって、本審議会で独自に調査することはできない。また、本審議会は現在、情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況や区政全般について、調査検証をする必要があると考えていない。よって、区長にそのような調査検証を建議する必要はない。

3番、審査会の運営方法を見直すこと。本審議会は審査会の答申、平成27年答申第2号及び同第3号を再審査する機関ではない。よって、その内容の当否は判断しない。また、本審議会は審査会の運営について問題あるとも考えていない。よって、審査会の運営方法の見直しを区長に対し建議する必要はない。

要望書、28年7月4日付のものです。

1番、小委員会を設けて事前に意見や問題点の整理をする場合は、必ず議事録を作成し、他の委員や区民にその過程を含めできる限り公開してください。

会議の非公開についてです。運営小委員会の検証結果は、後日、審議会の全体会議、公開の場で議論をされる。したがって本審議会は運営小委員会の会議を非公開と定める設置要綱を改正する必要があるとは考えていない。よって、設置要綱の改正を区長に建議する必要はない。

議事録の作成についてです。議事録の作成については、運営小委員会が開催された記録を文書で残す必要はあるが、その形式及び内容は全て委員長及び事務局に一任する。

2番、小委員会の人選はバランスの取れた人選に努めてください。運営小委員会委員の人選は、審議会会長の判断に一任されている。本審議会は今回の委員の人選について問題があるとは考えていない。

3番、私に提案趣旨説明の機会を与えてください。以上により要望者からの提案趣旨説明を受ける必要はない。

以上が小委員会における議論の審議の結果でございます。

ご報告につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】小委員会は私が委員長を務めましたので、ご質問等は全部私のほうでお答えするというにいたしますので、ご質問とご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。要するにおっしゃっている趣旨は、区民の意見がもっと反映するようにという意味だろうと思うのです。だから、区民の公選の委員を増やしてほしいという意味があると思って理解して検討しました。

結構、どの範囲でお答えするかという、小委員会として検討してこの全体会議に出すかということが、結構時間がかかりまして、どちらかというと審議会の権限について、やはり考え直さないといけないのではないかとということが議論されたと思います。それで、ちょっとこの資

料の中に私の個人の会長意見という原稿がついていると思うのですけれども、ここの理由の中に記載されていますように、この審議会の権限というのは条例第2条で決まっているという考えなのですね。そうすると、この審議会が審議できる事項は、実施機関から意見を求められた事項と区長からの諮問事項、これに回答をする、意見を述べる、答申でもいいですが、今日あたりの議題と全部実施機関から意見を求められた事項に対する審議だと思っています。

それ以外に第2項の情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について区長に建議すること、これもできるということになっていまして、結局、この問題かなということまで要望書を一応検討しましたということなのです。一応検討したけれども、現状のこの審議会の運営状況、あるいは審査会の運営状況について、区長に建議するほどの簡単に言うと問題意識は我々にはありません。そういう問題を身近に感じたことはありませんという回答になっているということなのですね。要するにこの要望書を扱うとしたら、この2項の区長に建議するかどうかということだろうというふうに考えたということでもあります。

では、その結論としては我々運営小委員会としては、区長に建議するほどの問題は今ないのではないですかというのが、全ての問題に共通する回答ということなのですから、そういうまとめで、もう一度ご質問かご意見ありましたらお聞きしたいと思います。

なければこの運営小委員会の意見を皆さん、一応了解ということにさせていただいて、問題は例えば、この要望書を一応建議する必要があるから何もしませんよということ終わるのはいいのですけれども、では、こういう要望書が再三来たらどうするかという問題はやはり考えないといけないと思うのです。ということでこの私の原稿というものがあるのですけれども、私としては、ここは元々そういう区民から直接の要望を受ける機関ではないわけで、この機関が、この審議会が直接区民に対して意見を会長名で出すということが、ちょっと私としては考えられない。組織上の問題として、このそれぞれの組織の内部の機関には与えられた権限があるわけで、区民からの要望が出たからといって、審議会の会長名で文書を出すということは、これは越権なわけです。権限を越えているというふうに考えていますので、元々こういう要望書を議題として扱うということは、私としては今後しないつもりでいます。

ただ、区民の方から要望がありましたら、一応皆さんにこういう要望が出ていますよということはお報告しますし、そこで事実上意見を求めまして、それを建議の対象の審議にかけたらという意見が出ましたら、それは正式にそういう問題を建議すべきかどうかという議題として出そうと思います。そうでない限りは、一々区民から来た要望という形、幾らどういう名称を使われようとも、直接意見を求められて直接区民に回答をするということではできないと思うし、

私の時代はやらないというふうに考えておりますので、もし、それは仮定の問題なので、今回の件で、ではその考え方でどういうふうにするかということなのですけれども、この要望書に対する回答をどうするかというのが次にありまして、私としては会長名では文書は出しません。事務局のほうから要望者の方に、こういう結論になりましたということはお伝えいただきたいというふうに思っています。

もし、運営小委員会の議事結果について説明を求められたら、それは文書の写しをお渡しすればいいのではないかなど。いずれにしても出さなければ情報公開という形で請求か来るでしょうから、それであれば最初からお渡ししておけばいいのではないかなどというふうに思っております。今回の件について一応お答えはしますが、次回からは直接の回答はしない。今回の結論は、審議会あるいは会長名ではお答えしないことになっているわけですけれども、事務局のほうから審議会の意向、結論をお伝えいただくということにしたいと思っております。そういう意味で、本件につきましては、一応正規の議題かどうかはともかくとして、一応運営小委員会の審議の結果をご了承いただいて、要望者に対する回答の方法を先ほど説明したような方法でよろしいかどうか、この2点だけちょっと皆様のご意見をお聞きしたいというふうに思っています。

何かご質問かご意見、そういう意味で2つに絞った意味でご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、今ご説明したような方向で、一応正式議題というふうにしなくてもいいのではないかと思うのですが、事務局のほうで一応これ議題になっていますので、議題として扱っていただいて、きょうのところは。結論は、そういうふうに運営小委員会の結論、審議結果を了承いただいて、ご本人には事務局から結果をお伝えするというところでまとめていただければよろしいかと。それでよろしゅうございますか。

では、それで了承ということで。

これで本日の議題は全て終わったと思いますけれども、事務局のほうから何かございますか。

【区政情報課長】いろいろとありがとうございました。次回の審議会でございますが、11月10日木曜日午後2時からということで予定をしております。場所につきましては、同じく第三委員会室、こちらのほうになりますのでよろしくお願いをいたします。

それから、先ほど会長からお話ございましたけれども、本日の最後の案件でございますが、事務局のほうから要望書を提出いただいた方につきまして、ご報告をさせていただくという形を取りたいと思っております。ありがとうございました。

【会 長】 それでは、以上をもちまして第4回の審議会を閉会といたします。

長時間どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後 3時55分閉会